

疫学専門家認定制度に関する Q & A

【事務局への問い合わせについて】

Q. 日本疫学会会員歴や委員歴、学会総会における過去の発表について個別に確認できますか。

A. 事務局へのお問い合わせが殺到しております。申し訳ありませんが、個人の履歴に関するお問い合わせは、ポイントがどうしても不足しているなどの場合のみメール（宛先：jea@jeaweb.jp）でお願いいたします。

【会員歴について】

Q. 日本疫学会への入会日や会員歴は事務局で調べていただけますか。

A. 入会日は会員専用ページで確認できます。日本疫学会ホームページの右上、会員専用ページログインの部分をクリックして入り、「登録内容確認・変更」画面で入会日を確認のうえ、申請日時点における会員歴を記入してください。ログイン ID は登録メールアドレスです。パスワードをお忘れの場合はご自身で再設定してください。

Q. 学生のころから日本疫学会の会員でした。疫学専門家申請の際の会員歴に含めることはできますか。

A. 研究への主体的関与の観点から、大学院修士課程・博士課程において疫学研究に携わっていて日本疫学会会員であった場合は、会員歴に含めます。学部学生であった期間は含めません。ただし、社会人学部学生として、その期間も疫学研究に従事していた場合は含めることができます。

Q. 以前にしばらく日本疫学会会員でしたが、事情により一旦退会し、最近、再入会しました。会員歴 3 年以上の条件には、過去の会員歴も通算して良いでしょうか。

A. 過去の会員歴も通算できます。申請書に基づき、日本疫学会事務局で会員歴の確認を行います。

【経過措置について】

Q. 経過措置に基づき疫学専門家と上級疫学専門家に同時申請する場合、学会参加などはいつまでの分をカウントできることになりますか。年度内の取得予定分もカウント可能でしょうか。

A. 学会参加などについては、原則、申請期間前の分までになります。【ポイントのカウント方法について】に取得見込でカウントできる項目についての例示がありますのでご参照ください。

Q. 経過措置に基づき疫学専門家と上級疫学専門家に同時申請する場合、申請に必要なポイントは、疫学専門家の分(150 ポイント)と上級疫学専門家の分(350 ポイント)の合計(500 ポイント)でしょうか。

A. 上級疫学専門家分の 350 ポイントがあれば同時申請可能です。

Q. 経過措置に基づき疫学専門家と上級疫学専門家に同時申請する場合、何年以上の会員歴が必要ですか。

A. 7年以上の会員歴（学部在籍期間を除く）が必要です。

【ポイントのカウント方法について】

Q. 別表 1～4 の業績・活動等は過去何年分が認められるのでしょうか。

A. 初回申請時は、大学の学部または医療系資格を取得した専門学校等を卒業以降で、疫学研究を開始した時点からのものを認めます。更新申請時は、細則にある通り過去 5 年間分を認めます。「疫学研究」の定義については申請要項をご参照ください。

Q. 別表 1～4 の業績・活動は、日本疫学会に入会する前のものも認められますか。

A. 含めていただいて結構です。

Q. 別表 1～4 の業績・活動等は、これまでの全てを書かなければならないのでしょうか。

A. 全て書く必要はありません。最近のものを中心に、認定に必要なポイント分またはそれを若干上回る記載をしていただければ結構です。

Q. 学会やセミナーへの参加状況や査読回数などを確認する方法はありますか。

A. お手数ですが、次のような方法でご確認ください。

<学会、セミナー参加歴>

- ・過去のメールの検索：抄録登録・採択通知・参加申し込み受け付け、会費振り込みなどの際にメールで通知をしています。
- ・講演集（抄録集）がお手元にあるかの確認：学会の講演集は参加者のみに配布されます。

<査読>

- ・投稿システムの査読者用ページで 2008 年 10 月 1 日以降の履歴を確認することができます。URL は <https://mc.manuscriptcentral.com/je> です。

Q. 過去の演題発表の内容を確認する方法はありますか。

A. 疫学会ホームページの「過去の学術総会一覧」

http://jeaweb.jp/activities/annual_meetings.html

に講演集へのリンクがありますのでご活用ください。9 月 7 日には第 10 回学術総会以降の講演集 PDF がこのページに掲載される予定です。なお、学術総会参加の証拠書類となるのは上記ホームページ上の講演集の最初のページではなく、講演集の「表紙」です。

Q. 申請書を提出する年度のうちに取得見込のポイントについてもカウントして良いでしょうか。(採択決定通知の届いている論文や、申し込み済みのセミナーなど)

A. ポイント取得の確実性により判断します。以下に主な例を示します。

●カウントできるもの

- ・採択決定通知の届いている論文
- ・抄録集に抄録がすでに掲載されている学術総会での演題発表
- ・抄録集に内容がすでに掲載されている学術総会での基調講演、教育講演、シンポジウム等の演者、一般発表やシンポジウム等の座長
- ・内定通知の届いている受賞

●カウントできないもの

- ・学術総会参加予定
- ・セミナー参加予定
- ・卒業見込の修士または博士学生の指導
- ・実施見込の疫学に関する授業、講演、セミナーの講師

Q. 以前に日本疫学会主催セミナーの講師を務めさせていただきました。これはセミナーに参加したとしてポイントを算定できますか。

A. セミナーで講師を務めていただいた場合は、セミナーに参加したとしてポイントを算定できます。申請要項別紙3の別表2にある「日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加」にあたり、5ポイントです。申請要領で参加証の添付が不要の期間は、研究業績書にセミナーの講師を務めた旨を記載ください。それ以前について計上したい場合には、セミナーのチラシや次第など講師を務めたことがわかる資料を添付してください。2020年1月以降に実施分については、セミナーの際に参加証をもらって保存しておくようにしてください。

Q. 学会総会に参加し演題発表もした場合や、学会総会に参加し、付随するセミナーにも参加した場合のポイントカウント方法はどうなりますか。

A. 「疫学専門家認定制度に関する細則」および「申請要項」の別表2に従ってポイントをカウントします。

- ・学会総会への参加のみは5ポイントです。
- ・演題をご発表いただいた場合、多くは学会参加と重複すると考えられますが、それぞれ独立させてカウントはしません。参加+共同演者としての演題発表は5ポイント、参加+筆頭発表者としての演題発表であれば10ポイントです。
- ・学会総会に付随するセミナーへのご参加は、学会参加とは独立してカウントします。学会参加(共同演者としての演題発表も含む)+セミナー参加は10ポイント、学会参加+筆頭発表者としての演題発表+セミナー参加は15ポイントです。
- ・学会総会に付随するセミナーが複数あった場合は、いずれか1件のみカウントできます。

Q. 「日本疫学会での生涯学習活動」での「学術総会での演題発表」や「学術総会への参加」について、別表 2 の*4 に記載のように国際疫学会が主催するものもポイントとして算定できますか。

A. 国際疫学会主催による、2017 年さいたま市、2014 年 Anchorage 市での国際疫学会総会など、また、2007 年オーストラリア Hobart 市などでの国際疫学会地域会議も算定可能です。ただし、2010 年埼玉県での西太平洋地域学術会議は、日本疫学会学術総会との同時開催ですので、一括で 1 回と数えます。新規申請要項に記載の通り、2015～2019 年のものは、参加証等の添付は不要ですが、それより前のものを算定したい場合には、参加や演題発表が確認できるものの添付をお願いします。

Q. 国際疫学会総会において、シンポジウムの演者や座長等を務めた場合に、別表 4. 日本疫学会への貢献活動として算定可能ですか。

A. 日本疫学会学術総会での場合と同様に、算定可能です。

Q. 疫学に関する授業ですが、講義名に「疫学」と入ってなくても、ポイントに算定できますか。

A. 疫学に関する授業であればポイントに算定可能です。講義のシラバスなどを証拠書類として添付してください。

【セミナーについて】

Q. 別表 2 では、「日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加」がポイントとしてカウントされることになっています。ポイントカウントされる認定セミナーはいつから実施されますか。また、認定セミナーの情報はどこで公開されますか。

A. 当面の間は、学術総会に付随するセミナーとサマーセミナーをポイントカウントの対象とする予定です。それ以外のセミナーについて認定した場合には、順次、日本疫学会ホームページ等で案内します。

Q. 別紙 2 の脚注における「学術総会に付随するセミナー」とはどのようなセミナーでしょうか。

A. 現段階では、学術総会の初日に開催される「疫学セミナー」のことです。学術総会の際に行われる他のセミナーも認定セミナーとする場合は、その旨ご案内します。

【申請書類について】

Q. 研究業績書(様式 2)の要件番号、基準記号とは何ですか。

A. 要件番号は、「疫学専門家認定制度 新規申請要項」中の別表(14-15 ページ)にあります。別表のどの項目に基づくポイントなのかを示します。論文業績を記述する際に必要な基準記号は、論文が疫学研究に関するものであると判断する基準を示すもので、「疫学専門家認定制度 新規申請要項」中の 6～7 ページにあります。

Q. 論文業績に関する証拠書類は、別刷りではなく PDF ファイルでも大丈夫ですか。

A. 論文の PDF ファイルまたはその ZIP ファイルでのアップロードをお願いします。証拠書類も学会ホームページからアップロードしていただくことになります。紙媒体の別刷りしか無い場合は、お手数ですがスキャンをして PDF ファイルを作成してください。

Q. 2014 年以前の学術総会参加の証拠として参加証がない場合、何を提出すれば良いでしょうか。

A. 学術総会に参加して、当該学術総会の講演集（抄録集）をお持ちであれば、その表紙のコピーの提出でも結構です。

Q. 申請要項の p.3 によると、2015～2019 年の学術総会とセミナーについては参加証の添付は不要となっています。2015～2019 年に発表をした場合には、抄録は提出するのでしょうか。

A. 発表については、講演集コピー等の証拠書類のご提出をお願いします。講演集のプログラムページの、発表者としてご自身のお名前の入っている箇所のコピーでも結構です。

Q. 上級疫学専門家認定レポートは、研究業績書の「3. 疫学研究の主導、コンサルテーションの対応、疫学者の育成・指導活動」でリストした内容をさらに細かく書くということでしょうか？別の内容でもよいのでしょうか？

A. 申請要項にある条件を満たしていれば、研究業績書の研究・指導などとレポートの研究・指導などが一致していても、別々の研究・指導などについて書かれていても問題ありません。研究業績書へ記載できる条件については申請要項の該当部分（8～9 ページ）と別表 3 を参考にしてください。レポートに記載できる条件については申請要項の該当部分（11～13 ページ）を参考にしてください。

Q. 疫学者の育成・指導活動の書き方についてです。様式 2・研究業績書の記入例(新規申請要項 p.10)では、修士や博士の学生の指導は、まとめて名前が書いてありますが、様式 4・上級疫学専門家認定レポートの記入例(新規申請要項 p.14)では、学生 1 人ずつについて記載するようになっています。様式間で人数が異なっても良いのでしょうか。

A. 様式 2 では、所定のポイントを満たすのに必要な人数を書いていただくことになります。様式 4 では、2 名以上の疫学者の育成・指導について詳細を記述してください。様式 2 で書いた指導対象者と様式 4 で書いた指導対象者は同じでも別々でも構いません。

Q. 疫学研究に関する論文業績の基準 A には、疫学関係の質の高い有名な雑誌で含まれていないものはいくつかあります。追加した方が良いのではないのでしょうか。

A. ここでは質の高い雑誌を列挙しているのではなく、一定の質の雑誌の中でも、疫学以外の論文は掲載されていない特異度が高いと思われる雑誌を選定しています。

【「疫学研究の主導」について】

Q. 疫学研究の主導に関して記入する際、当該研究のホームページの URL(アドレス)の記載が必要ですが、厚労省の研究費の場合、厚生労働科学研究成果データベース上の報告書の URL でよいでしょうか。

A. 問題ありません。研究業績書に記入する際は、申請要項 8 ページの記入例をご覧ください。上級専門家認定レポートに記入の際は、申請要項 11～12 ページをご覧ください。

Q. 進行中の疫学研究を主導している場合、研究開始年度から今年度分までのポイントを算定して良いでしょうか。

A. 構いません。別表 3 に基づき、「1 年分ポイント×今年度までの主導年数」を計算して、ポイントを記入してください。なお、内定済みであっても、翌年度以降のポイントは算定できません。

【「疫学者の育成・指導活動」について】

Q. 疫学者の育成・指導活動について、補佐的指導を行いました、大学院等において公式な記録がない場合、どのようにすれば良いでしょうか。

A. 疫学者の育成・指導活動についての公式な証拠書類がない場合、研究業績書上のポイントとしてはカウントできません。

※疫学者の育成・指導活動に関するポイントは上級疫学専門家の申請に必須ではありません。疫学研究の主導およびコンサルテーションの対応で各 20 ポイントずつ以上、日本疫学会での生涯学習活動全体として 60 ポイント以上あれば申請要件を満たします。

一方、上級疫学専門家認定レポートには疫学者の育成・指導経験を書くことが必要です。こちらは指導の結果としての論文や学会発表の抄録を証拠書類とすることができます。指導期間や指導内容など、具体的に記述をお願いします。